

○○保育園（保育所・幼稚園）幼年消防クラブ規約

（名称）

第1条 このクラブは、○○保育園（保育所・幼稚園）幼年消防クラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

（目的）

第2条 本クラブは、園児に火災の危険性を認識させ、防火意識を高め、安全な生活を送るための知識と行動を身につけさせることを目的とする。

（責任者）

第3条 本クラブの責任者は、園の園長（保育所の所長）をもって充てる。

（会員）

第4条 本クラブの会員は、園（保育所）の年長児（5歳児）及び年中児（4歳児）（以下「園児」という。）とする。

2 園児は、自動的に本クラブの会員になることができ、卒園と同時に自動的に会員の身分を失う。

（保護者）

第5条 本クラブの会員の保護者は、会員の参加行事に出席することができる。

2 前項に定めるもののほか、本クラブの会員の保護者は、本クラブの責任者の求めに応じて研修補助に当たることができる。

（事業内容）

第6条 本クラブは、次の事業を行う。

- (1) 防火、防災の研修に関すること
- (2) 火災予防の普及啓発に関すること
- (3) その他、本クラブの目的達成に必要な事業

（運営）

第7条 本クラブの運営は、園（保育所）が主体となって行う。

2 園（所）長及び職員が、本クラブの指導に当たる。

（指導の要請）

第8条 本クラブは、消防職員その他防災に関する有識者を外部指導者とし、第6条に定める事業の実施に際し、必要に応じて指導を要請することができる。

（報告）

第9条 本クラブは、毎年4月から翌年3月までの活動計画を定め、4月中に夷隅郡市防火委員会に報告しなければならない。

2 本クラブは、活動計画に基づく事業結果を、翌年度の4月中に夷隅郡市防火委員会に報告しなければならない。

（経費）

第10条 本クラブの活動に係る経費は、原則として園の負担とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。